

◆◆◆研究所10年間の取り組み・出来事◆◆◆

機器導入から見た病原微生物検査の10年

感染症や食中毒など病原微生物検査は、ここ10年の間に導入された新たな遺伝子分析・解析機器により飛躍的な進展が見られました。平成18年（2006年）リアルタイムPCRシステム、平成21年（2009年）パルスフィールドゲル電気泳動装置及びジェネティックアナライザ（DNAシーケンサ）の導入であります。

これらの機器の導入により、より高感度でしかも迅速に病原体の検出が可能となり、またそれまで微生物の生化学性状等に頼っていた病原体の分類から、検出された個々の病原体を比較することで、感染由来を推定するためのより有益なデータが得られるようになりました。2006年ノロウイルスの全国的な大流行や2009年新型インフルエンザの流行に際しても迅速な検査を可能としたのはリアルタイムPCRシステムの導入の恩

恵によるものです。パルスフィールドゲル電気泳動装置の導入は、広域的に発生が認められるようになった腸管出血性大腸菌による食中毒や感染症の全国的な監視体制への参画を可能としました。またDNAシーケンサの導入により、2012年ノロウイルス変異株の県内流行をいち早く県民に広く注意喚起できるまでとなりました。

これら検査・分析機器の整備によって検査内容の充実化が図られましたが、新しい機器の導入は検査機器を扱う検査員の検査技術の習得と知識の集積の10年間であったことは言うまでもありません。しかし、検査技術は日進月歩であり、感染拡大防止のためにもさらなる検査機器の充実が望まれます。

（感染症部）

食品衛生法の改正～ポジティブリスト制度の導入～

食品・生活衛生部の過去10年間の大きな出来事の一つとして、平成15年の食品衛生法改正により、平成18年5月からポジティブリスト制度が施行され、同年6月から当所でも導入されたことが挙げられます。

改正前は、いわゆる「ネガティブリスト制」といい、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）の基準が設定されたもの(283物質)のみが規制（禁止を含む）対象となり、残留基準のない農薬等は規制されないという制度でしたが、「ポジティブリスト制度」が導入され、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの（65物質）を除き、原則、すべての農薬等について、食品中の残留基準（一律基準0.01 ppmを含む）が設定され、基準を超えて食品中に残留する場合、この食品の販売等の禁止を行うことが可能となりました。

そのため当部においては、農薬等の検査項目を見直

し、検査方法の整備を行い、検査項目数を増加させました。しかし、農薬等は毎年新たに開発されており、それらもポジティブリスト制度による規制対象となるため、今後も引き続き、食の安全・安心のために検査項目の見直し及び検査方法の整備を進めます。



検査検体

○ポジティブリスト制度の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html

（食品・生活衛生部）